

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年5月24日

南三陸町監査委員 芳賀 長恒

南三陸町監査委員 後藤 清喜

(別紙)

第1 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 芳賀 長恒

南三陸町監査委員 後藤 清喜

第2 監査の概要

(1) 監査執行期日及び対象施設等

執行期日	対象施設	説明者	立会者
令和3年 5月7日	入谷公民館	館長、主事	
	歌津公民館	館長、主任、主事	
令和3年 5月14日	志津川小学校	校長、事務職員	教育委員会事務局長 事務局職員
	志津川中学校	校長、事務職員	教育委員会事務局長 事務局職員
	戸倉小学校	校長、教頭、事務職員	教育委員会事務局長 事務局職員
	入谷小学校	校長、事務職員	教育委員会事務局長 事務局職員

(2) 監査の対象とした事項

公民館及び学校における施設管理、備品管理の状況

(3) 監査の実施方法

監査委員監査

ア 公民館長及び学校長等から施設経営状況について聴取した。

イ 所管課職員から施設整備状況について聴取した。

ウ 施設管理、備品管理の状況等について、施設内を巡回して確認した。

(4) 監査の着眼点

施設管理、備品管理は、適正に行われているか。

第3 監査の結果

監査対象とした公民館及び学校における施設管理、備品管理については、おおむね適正になされているものと認められた。

第4 結び

今回の監査は、各対象施設における施設管理、備品管理の状況を確認するため実施したものである。

監査の結果に記載したとおり、おおむね適正な施設管理、備品管理がなされているものと認められた。

今後も、安全性を考慮した施設及び備品の適正な維持管理に、一層意を用いられることを望み、結びとする。